

三豊市監査委員告示第 3 号

平成 28 年度定例監査結果報告書(第 2 回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 5 月 8 日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 宝城 明

三 総 総 第 9 9 号  
平成 2 9 年 5 月 2 日

三豊市監査委員 糸川 昇 様  
三豊市監査委員 宝城 明 様

三豊市長 横山 忠始

監査の結果に関する報告に基づく措置について（通知）

平成 2 8 年度定例監査結果報告書（第 2 回）に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知いたします。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
土地改良課	<p>・<b>使用料の徴収時期について</b> 行政財産の使用料の徴収については、三豊市行政財産の使用料徴収条例等の関係条例・規則に基づき実施されているところであるが、今回、納入通知の納期限が条例・規則にそぐわない事例が見受けられた。 条例・規則に基づき適正な事務処理を実施すること。</p>	<p>使用料の徴収時期については、条例にそぐわない事例があった。平成29年度より、三豊市準用河川土地占用料徴収条例に基づき、4月28日までに納入してもらうように改め、対象者に通知した。 今後は、条例・規則に基づき適正な事務処理を実施する。</p>
永康病院	<p>・<b>契約事務の適正化について</b> 委託料の支払いについては、委託契約に基づき行われることは言うまでもないが、機器の保守業務において、支出の根拠である契約が不十分なまま支払いが行われている事例が見受けられた。 条例・規則に基づき適正な事務処理を実施すること。</p>	<p>委託料の支払については、一部契約が十分でないまま支払されていた事例があった。 契約が必要なものについては、契約の締結を行う等の対応をした。今後は条例・規則に基づき適正な事務処理を実施する。</p>